

# 東京都鉄道施設安全対策事業費補助金交付要綱

平成 25 年 4 月 1 日  
24 都市基交第 491 号  
改正 平成 28 年 4 月 1 日  
27 都市基交第 779 号  
改正 平成 30 年 4 月 1 日  
29 都市基交第 915 号  
改正 平成 31 年 4 月 1 日  
30 都市基交第 1080 号  
改正 令和 5 年 4 月 1 日  
4 都市基交第 1298 号

## (通則)

第 1 条 東京都鉄道施設安全対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）に定めるほか、この交付要綱の定めるところによる。

## (目的)

第 2 条 この補助金は、補助対象事業者（鉄道事業者又は軌道経営者（東日本旅客鉄道株式会社及び地下高速鉄道事業者を除く。）をいう。以下同じ。）が実施する鉄道施設安全対策事業に要する経費の一部を東京都が国と協調して補助することにより、列車の安全輸送及び安定輸送並びに鉄道利用者の安全確保を図るとともに、発災時における緊急応急活動の機能を確保することを目的とする。

## (補助対象事業)

第 3 条 補助対象事業は、次に掲げる事業とする。

- 一 鉄道施設耐震対策事業にあつては、首都直下地震で震度 6 強以上が想定される地域内において、乗降客数が 1 日 1 万人以上の駅又は片道断面輸送量が 1 日 1 万人以上の路線であつて、ピーク 1 時間当たりの片道列車本数 10 本以上の区間又は空港アクセス線にある区間（鉄道施設の倒壊が地方自治体が指定する緊急輸送道路等に影響を及ぼす路線は、片道断面輸送量にかかわらず対象とする。）における駅の建築物の安全性の向上及び駅の機能維持若しくは橋りょう及びトンネルの安全性の向上のために必要最小限の範囲の構造物における柱、基礎等の補強若しくは落橋防止により耐震補強を行う事業又は片側断面輸送量が 1 日 5 万人以上の路線における橋りょうの復旧性の向上のために柱、基礎等の補強により耐震補強を行う事業とする。

二 地下駅等浸水対策事業にあつては、河川氾濫、津波、高潮、局地的集中豪雨等による地下駅又はトンネルへの浸水を防ぐために、駅出入口、トンネル坑口、換気口等の開口部及びトンネル内について、止水板、防水扉、浸水防止機等の整備により浸水対策を行う事業とする。

(交付の対象等)

第4条 東京都知事（以下「知事」という。）は、補助対象事業者が行う補助対象事業に必要な経費のうち、本工事費及び附帯工事費（移転補償費を除く。以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項に定める補助金の額は、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額以内とする。

(申請手続)

第5条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による交付申請書に別記第2号様式による実施計画書を添付して知事に提出するものとする。

2 補助対象事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請するものとする。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付決定の通知等)

第6条 知事は、前条の規定による補助金の交付申請があつたときは、これを審査の上、予算の範囲内で交付決定を行い、別記第3号様式による交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

2 知事は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

3 知事は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、当該申請に係る事項について条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第7条 申請者は、補助金の交付の決定後、その交付決定に係る申請の取下げを行うときには、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内にその旨を記載した書面を知事に提出するものとする。

(計画変更等)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、実施計画を変更しようとするときは、別記第4号様式による変更承認申請書に別記第2号様式による実施計画変更書を添付して、知事に提出し、その承認を受けるものとする。また、補助金の額の変更が生じる場合（実施計画を変更しない場合を含む。）は、別記第1号様式による交付申請書を知事に提出し、その承認を受けるものとする。

2 知事は、前項の規定による実施計画の変更の申請があったときは、その内容を審査し、これを承認したときは、別記第5号様式による承認書を補助事業者に通知するものとする。

3 知事は、第1項の規定による交付申請があったときは、これを審査の上、予算の範囲内で交付決定を行い、別記第3号様式の2による補助金増（減）額交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

(状況報告)

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の実施状況について毎会計年度第2四半期終了後及び知事の要求があったときは、速やかに別記第6号様式による実施状況報告書に別記第6号様式の2による事業実施状況表を添付して知事に提出するものとする。

2 補助事業者は、補助事業が年度内に完了しないと見込まれるときは、別記第6号様式の3による実施状況表を、補助事業の遂行が困難となったときは、別記第6号様式の4による実施状況表を、それぞれ別記第6号様式による実施状況報告書に添付して知事に提出し、その指示を受けるものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から1か月を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了する日までに、別記第7号様式による補助事業完了実績報告書を知事に提出するものとする。ただし、補助事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、当該年度の末日までに別記第8号様式による補助事業年度終了実績報告書を知事に提出するものとする。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告するものとする。

(補助金の額の確定等)

第11条 知事は、前条に定める実績報告を受けたときは、これを審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、別記第9号様式による通知書を補助事業者に送付するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助事業者は、前条により確定した補助金を請求するときは、別記第10号様式により知事に請求するものとする。

(概算払の請求)

第 13 条 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、別記第 12 号様式による請求書を知事に提出するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 14 条 補助事業者は、第 5 条第 2 項ただし書により交付申請を行った場合において、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに別記第 11 号様式により知事に報告するものとする。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることとする。

(取得財産等の整理)

第 15 条 補助事業者は、補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）に関する特別の帳簿を備え、取得財産等を取得し、又は効用の増加した時期、所在場所、価格及び取得財産等に係る補助金等の取得財産等の状況が明らかになるように整理するものとする。

(帳簿等の保存)

第 16 条 補助事業者は、次の各号に掲げる書類を、補助事業者が補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成 22 年国土交通省告示第 505 号）に定める期間（以下「告示に定める期間」という。）保存しておくものとする。

- (1) 前条に規定する帳簿
- (2) 取得財産等の得喪に関する書類
- (3) 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

(取得財産等の管理等)

第 17 条 補助事業者は、取得財産等について、補助事業の完了後においても、適切に善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図るものとする。

(取得財産等の処分の制限)

第 18 条 補助事業者は、取得財産等（ただし、東京都補助金等交付規則第 24 条各号に定める財産に限る。）について、補助事業の完了後においても、告示に定める期間は、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

(監督)

第 19 条 知事は、必要と認めるときは、補助事業者に対して補助事業の実施状況及び補助金の整理について検査を行い、又は報告を求めることができる。

附 則 (平成 25 年 4 月 1 日付 24 都市基交第 491 号)

- 1 この交付要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この交付要綱は、平成 30 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則 (平成 28 年 4 月 1 日付 27 都市基交第 779 号)

- 1 この交付要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この交付要綱のうち、鉄道施設耐震対策事業については、平成 30 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則 (平成 30 年 4 月 1 日付 29 都市基交第 915 号)

- 1 この交付要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この交付要綱のうち、鉄道施設耐震対策事業については、平成 31 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附則 (平成 31 年 4 月 1 日付 30 都市基交第 1080 号)

- 1 この交付要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この交付要綱のうち、鉄道施設耐震対策事業については、2023 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附則 (令和 5 年 4 月 1 日付 4 都市基交第 1298 号)

- 1 この交付要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この交付要綱のうち、鉄道施設耐震対策事業については、令和 10 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。